

インターンシップ保険について

インターンシップに参加する場合は、実習中の万一の場合に備え、傷害保険と賠償責任保険に加入する必要があります。

傷害保険 自分がケガをした際のため

賠償責任保険 実習先の物を壊したり、他人にケガを負わせたりした際のため

以下の①～④のインターンシップに参加する場合

⇒「学研災(傷害保険)」「学研賠(賠償責任保険)」が使えます。

- ① 授業(正課)としてのインターンシップ
- ② 大学を通じて申し込んだインターンシップ(就職支援担当課で受付したもの)
- ③ 学生が直接申し込んだが、大学と研修先が「覚書」「協定書」等を交わしたもの
- ④ 産学協議会が定義するタイプ3・4のインターンシップ※で事前届出があったもの
※ここでいうインターンシップとは、3年次以上を対象とし、5日間以上(専門活用型は2週間以上)、かつ参加期間の半分以上が職場での就業体験を含む等の条件があるものです。
※短期間のオープンカンパニー等は含まれません。

事前届出の様式は以下のサイトから取得してください。

就職支援HP:<https://www.kochi-u.ac.jp/career/students/intern.html>

★「学研災」「学研賠」の加入状況が不明な方は、学生支援課学生生活支援係にお問い合わせください。

上記以外のインターンシップに参加する場合⇒「学研災」「学研賠」は適用されません。

以下のような保険にご自身で加入する必要があります。その他の既に参加済みの保険については、インターンシップが対象になるかご自身で確認してください。

学研災付帯学生生活総合保険
(付帯学総)

東京海上日動安心コンサルティング(株)内
学生生活総合保険相談デスク(電話:0120-811-806)

学生総合共済・学生賠償責任保険
(大学生協で取扱う保険)

大学生協事務室もしくはCO・OP共済マイページ

